

第2回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和6年2月27日

出席者	1. 山澤敏徳 2. 林田寿利 3. 菊池勇夫 4. 若杉伸児 5. 藤本政嗣 6. 小野和久 7. 富井保徳 8. 柳田隆喜 9. 中谷茂己 10. 黒木謙志 11. 黒木良昭 12. 中田辰美 13. 田野敏広 14. 藤田博文
議事録署名人	5番 藤本 政嗣 委員 6番 小野 和久 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和6年第2回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は9番中谷茂己委員、13番田野敏広委員が欠席されています。ただいまの出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>〈挨拶〉</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和6年第2回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。5番藤本政嗣委員、6番小野和久委員、よろしく申し上げます。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和6年2月27日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。令和6年2月27日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号11番から17番の7件とな
っております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は11番です。申請人の譲受人が、美郷町
南郷水清谷の61歳の方。譲渡人が、宮崎市の71歳の方です。申請地は、南郷水
清谷字久保と蕨野、田畑3筆、2,078㎡であります。申請理由は、贈与による所有
権移転。利用計画は粟と水稻になります。契約内容は、申請書明細のとおりです。
譲受人の経営ですが、自作地のみ4,104㎡。家畜はありません。家族総数3名
の労力1名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案件は、農
地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

1番、藤田です。譲受人と譲渡人はイトコ関係になります。昨年の9月にも両
人の所有権移転の案件がありました。譲渡人は宮崎市内で法律関係の仕事をして
おり、こちらには帰ってくることはない為、譲受人にすべて譲ることにしたそう
です。譲受人は自動車整備工をしており、後継者もいることから何の問題もない
と考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号11番について質疑のある方
は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いですので採決に移ります。受付番号11番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号12番の説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号は12番です。申請人の譲受人が、美郷町
南郷鬼神野の30歳の方。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の67歳の方です。申請地
は、南郷鬼神野字狭間、田1筆、1,088㎡であります。申請理由は、贈与による所
有権移転。利用計画は自己保全になります。契約内容は、申請書明細のとおりで
す。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに0㎡。家畜はありません。家族
総数3名の労力1名となっております。7ページが地籍集成図になります。本案
件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上
です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
中田委員	12番、中田です。譲受人はブロイラーの経営をするため養鶏場を建設中で、その間他所の養鶏場の手伝いに行っています。申請地は養鶏場の近くにあり、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号12番について質疑のある方は挙手をお願いします。
若杉委員	はい。
議長	若杉委員、どうぞ。
若杉委員	4番、若杉です。同じ申請人で、前に5条の所有権移転がありました。その時は売買だったのに、今回はなぜ贈与なのですか。
事務局員	今回の贈与に関しては、両者の話し合いで決まったようです。譲渡人から贈与でよいとの申し出があったと聞いております。
若杉委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号12番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号13番の説明をお願いします。
事務局員	8ページをお開きください。受付番号は13番です。申請人の譲受人が、日向市の65歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の69歳の方です。申請地は、南郷上渡川字田出原、田1筆、772㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は自己保全となります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ2,189㎡。家畜はありません。家族総数1名の労力1名となっております。9ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
若杉委員	4 番、若杉です。申請地は数年前にすでに売買されていたんですが、最近になって登記の変更をしていなかったことが判明したため、今回の申請となりました。代金もその時に支払い済みで、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 13 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 13 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 14 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	10 ページをお開きください。受付番号 14 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 53 歳の方。譲渡人が、延岡市の 56 歳の方です。申請地は、西郷田代字田中ノ前、田 1 筆、139 m ² であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲渡人の経営ですが、自作地のみ 3,667 m ² 。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名をなっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
黒木良昭委員	11 番、黒木です。ただ今の事務局の説明のとおりです。譲渡人は電気工事の仕事をしており、延岡から宮崎市内に通勤しています。数年前に相続で取得した農地ですが、管理することができないため、今は他の人をお願いして作ってもらっている状況です。今回譲受人に山林を売買することになり、その際申請地も一緒に購入したいという話になったそうです。申請地の横が譲受人の田になるのですが、進入路が譲受人の田の方にしかなかったため、以前から困っていたということです。購入後は土手を崩し一枚にして使用するという事です。問題ないと思われますのでご審議よろしくお願ひします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 14 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 14 番に賛成に方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 15 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号 15 番で審議を予定しておりました、農地法第 3 条の規定による許可申請についてですが、申請人からの取り下げの申し出があり、昨日 2 月 26 日に受付いたしました。つきましては、審議の必要がなくなったため、本案件は取り下げとなります。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明のとおり、受付番号 15 番については取り下げといたします。
続きまして、受付番号 16 番の説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 16 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 63 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 78 歳の方です。申請地は、西郷田代字宮ノ原、田 2 筆、1,789 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻になります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 1,544 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

7 番、富井です。譲渡人は高齢で一人暮らしです。自身で管理できなくなったため、近所に住む譲受人に相談したところ、売買の話がまとまり今回の申請となったようです。譲受人の田も近くにあるため、問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 16 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

中田委員

はい。

議長

中田委員、どうぞ。

中田委員	12番、中田です。売買単価が安いように思うのですが、どうしてですか。
富井委員	私から説明します。申請地は令和4年の台風19号で水が上がったところになります。また大雨が降ったら浸水するかもしれない農地なので、価格を抑えたと聞いています。
議長	中田委員、よろしいですか。
中田委員	はい。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号16番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号17番の説明をお願いします。
事務局員	16ページをお開きください。受付番号は17番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の63歳の方。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の75歳の方です。申請地は、南郷水清谷字久保、田3筆、2,566㎡であります。申請理由は、賃貸借の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて23,821㎡。家畜はありません。家族総数1名の労力1名となっております。後ほど説明いたしますが、以前賃貸借契約をしていた方との合意解約書が提出されています。17ページが地籍集成図になります。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
藤田委員	14番、藤田です。事務局の説明のとおり、以前は別の方と賃貸借契約を結んでおりましたが、その方から高齢で規模縮小したいと申し入れがあったため、譲受人に作ってもらえないかと話がいったようです。譲受人は地域で中心的な担い手であり、申請地の近くに自身が耕作している田があるため問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号17番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 17 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

18 ページをお開きください。議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 6 年 2 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 18 番と 19 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 18 番です。所有権移転関係になります。所有権の移転を受ける者が、美郷町西郷田代の 55 歳の方。所有権を移転する者が、美郷町西郷田代の 88 歳の方です。所有権を移転する土地は、西郷田代字原良、畑 3 筆、10,302 m²であります。所有権の移転に伴う事項は、申請書明細のとおりです。移転を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 9,069 m²。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。21 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

7 番、富井です。この土地は 15 年ほど前から移転を受ける者が借りてシキミを作っていました。所有権を移転する者は高齢で体調も悪いため、家族と相談して土地を手放すことにしたようです。双方で話し合っただけで決めたということですので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 18 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

若杉委員、どうぞ。

若杉委員	4 番、若杉です。売買価格が畑にしては高いようですが、単価の基準はあるのですか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局員	はい。去年の農地売買価格の平均値と、税の評価額に倍率を掛けたものを照会しましたが、最終的には双方で話し合っただけだと聞いております。
若杉委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 18 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 19 番の説明をお願いします。
事務局員	22 ページをお開きください。受付番号は 19 番です。こちらも所有権移転関係になります。 所有権の移転を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 44 歳の方。所有権を移転する者が、美郷町北郷宇納間の 80 歳の方です。親子の関係になります。所有権を移転する土地は、北郷宇納間字下角他、田畑 32 筆、20,431 m ² であります。所有権の移転に伴う事項は、申請書明細のとおりです。移転を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 6,568 m ² 。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。23 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	3 番、菊池です。先程の事務局の説明のとおり、親子間の生前贈与になります。所有権の移転を受ける者は認定農業者でもあり、何の問題もないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 19 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 19 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

24 ページをお開きください。報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 6 年 2 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

資料は 25 ページからになります。

まず 25 ページ。先程承認していただきました受付番号 17 番に関連するものです。農地法第 3 条で賃貸借契約を結んでいましたが、令和 5 年 12 月 31 日をもって合意解約が成立しております。

26 ページ。農地法第 3 条で賃貸借契約を結んでいましたが、令和 5 年 12 月 28 日をもって合意解約が成立しております。

27 ページ。先程承認していただきました受付番号 14 番に関連するものです。農地法第 3 条で使用貸借契約を結んでいましたが、令和 5 年 11 月 30 日をもって合意解約が成立しております。

28 ～ 29 ページ。農地法第 3 条で賃貸借契約を結んでいましたが、令和 6 年 2 月 1 日をもって合意解約が成立しております。こちらに関しては、次の耕作者が決まっております。

この 4 件の合意解約については、農地法の要件を満たしているため受理したことをご報告いたします。以上です。

議長

続きまして、報告第 4 号、農地改良届についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

30 ページをお開きください。報告第 4 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 6 年 2 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

31 ページをお開きください。土地の所在は、美郷町北郷宇納間平山の畑 1 筆で、湧水があり機械等の搬入に苦慮し、耕作できない状況となっているため、1 m ほど盛土を行い耕作条件をよくしたいということでした。期間は令和 5 年 9 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日の予定となっております。32 ページが地籍集成図になり

ます。以上です。

議長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和6年第2回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

美郷町農業委員会 委員 小野 和久

